

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まりました！

消費税

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

～ 例えば、最近開業（設立）したA社さんのケース ～

ぬいぐるみ製造業
（免税事業者）

A社さん、インボイス発行事業者の登録は検討されていますか？

インボイスですか・・・？

町の雑貨屋
（課税事業者）

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があり、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
（インボイス発行事業者）

買手
（課税事業者）



A社さんの **疑問**

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問 2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいの？

登録をご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツも
用意しております。是非ご活用ください。



👉 こちらから
アクセス！

疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{ccc} \text{売上げの消費税額} & \text{マイナス} & \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(売上税額)} & & \text{(仕入税額)} \end{array} = \text{納付する税額} \quad \text{(納付税額)}$$

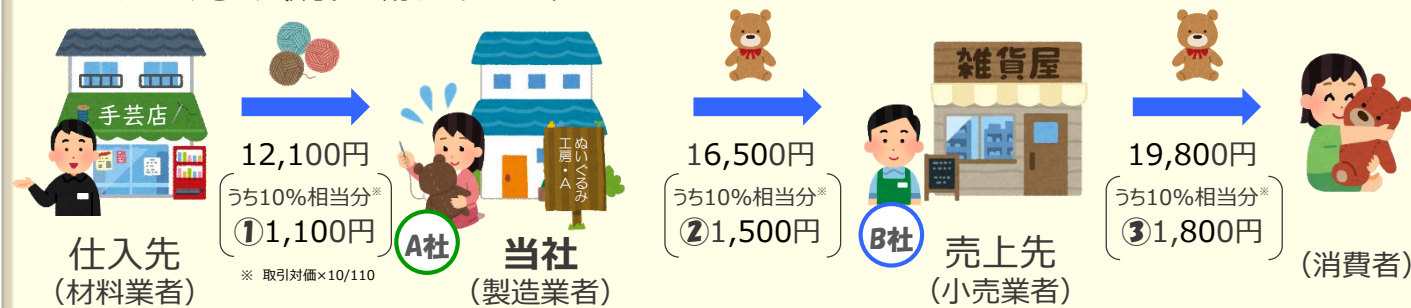
差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
**インボイスの保存
が必要**

**インボイスがなければ
仕入税額控除できない※**

※一定期間、一定割合を控除できる
経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

**登録しないと
どうなるだろう...**



登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができなくなるが、経過措置が適用され
るため...

B社の仕入税額

当初の3年間 : 1,200円 (80%)
その後3年間 : 750円 (50%)
経過措置終了後 : 0円



疑問 3

申告って、どう計算するの？
**売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？**



課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば...

$$\begin{array}{ccc} \text{②} & & \text{①} \\ 1,500\text{円} & - & 1,100\text{円} = 400\text{円} \\ \text{売上税額} & & \text{仕入税額} \quad \text{納付税額} \end{array}$$

控除可能



ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

2割特例により**非常に簡易**に
納付税額を計算することができます

🏠 **3ページ**へ

制度開始後 **6年間**は、仕入税額の次の
一定割合を控除できる経過措置が
設けられています (請求書の保存など、
要件があります)

【令和5年10月～令和8年9月】 80%

【令和8年10月～令和11年9月】 50%

非常に簡易な納付税額の計算方法（2割特例）

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の2割

1年間の売上げが700万円（税70万円）だと… **ポイント** 簡易課税制度よりも負担が軽減！

ステップ1

70万円 × 80% = **56万円**
売上税額 仕入税額

ステップ2

70万円 - 56万円 = **14万円**
売上税額 仕入税額 納付税額

2割特例※により、**事務負担と税負担の軽減**を図ることができます

- ※1 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者などが対象になります
- ※2 適用期間は、R5.10.1～R8.9.30までの日の属する課税期間です
- ※3 消費税の申告に際して、**仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要**です

（参考）2割特例のほか、**簡易課税制度**※による計算方法もあります

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × **みなし仕入率**

サービス業
だと50%

※2割特例の適用期間終了後は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、提出日を含む課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

1年間の売上げ（サービス業）が700万円（税70万円）だと

ステップ1
70万円 × 50% = **35万円**
売上税額 仕入税額

ステップ2
70万円 - 35万円 = **35万円**
売上税額 仕入税額 納付税額

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

登録を受けるかどうか
は事業者の任意です



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ❑ 消費者や免税事業者、簡易課税制度又は2割特例の適用により申告する課税事業者である売上先は、**インボイスを必要としません**
- ❑ 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- ❑ 売上先为数が少ない事業者は、売上先に直接相談することも考えられます

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ❑ 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- ❑ 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- ❑ 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談することも検討しましょう

① **免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方**
については、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」を参考にしてください。

② 制度への対応に当たり、補助金等の各種支援策があります。
適用条件や内容について、詳しくはリーフレットをご参照ください。



Q & Aはこちら



各種支援策のご案内
リーフレットはこちら

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

(株)〇〇 御中 ▲▲▲▲(株)
登録番号T1234...

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

① 交付先の相手方
(売上先) の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分
して合計した対価
の額及び**適用税率**

④ 売手 (当社) の氏名
又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容
(軽減税率の対象品目である旨)

⑥ **税率ごとに区分した消費税額**

▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります** (請求書に限られません)

▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類を**インボイス**とするか、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**

▶ **売上先が「仕入明細書 (支払通知書)」**などを作成する場合、インボイスを出す必要はありません

登録
手続

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、**登録申請書の提出が必要です**。
登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
 - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書 (マイナンバーカード等) が必要です

申請手続



国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が実施したオンライン説明会の動画、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

インボイス制度説明会の開催

インボイス制度についての説明会等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

特設サイト



説明会



もっと
詳しく